倒壊のおそれのある木造住宅の

建替え、除却などを補助します

市では、一定要件を満たす木造住宅の耐震診断、耐震改修、簡易耐震改修、建替え工事、 除却工事の補助金交付制度を設けています。要件すべてを満たす居住者に予算の範囲内 で交付します。なお、補助金を受けるためには、業者との契約及び工事等を行う前に建 ★建築開発課☎ 25-1140 築開発課(市役所2階)へご相談ください。

■耐震診断補助金

対象建築物

- 市内にある木造住宅で、昭和56年5月31日以 前に工事に着手された一戸建ての住宅または店舗 部分が2分の1未満の併用住宅
- ・昭和56年6月1日以降に増改築していない建築物
- 地階を除く階数が2以下
- 耐震診断の補助対象者本人または2親等以内の親 族が所有している

対象者

• 対象建築物に居住し、市税を完納している方(居 住者と所有者が異なる場合は、所有者も市税を完 納していること)

7/1

令和6年2月29日休までに耐震診断の補助金の 交付を請求できる方

補助金額

耐震診断に要した費用の2分の1 (上限5万円)

■耐震改修等補助金

【木造住宅の建替え】

対象建築物

- ・耐震診断補助金交付制度の対象建 築物に該当した建築物
- ・耐震診断による上部構造評点が 1.0未満と診断された建築物(市 が行う無料耐震診断も利用可)

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる建替え

既存住宅を除却し、新たに住宅を 建築する工事

※建替え後の住宅の構造は木造以外 も可。また、土砂災害特別警戒区域 外に存し、省エネ基準に適合してい ること。

補助金額

建替えに要した費用の 23.0% (上限 50 万円)

対象建築物

建替え補助と同じ

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる耐震改修

・建築士事務所に所属する建築士が 耐震改修設計を行うこと

【木造住宅の耐震改修】

- ・耐震改修の設計図は、耐震改修実 施後の耐震診断で所定の構造強度 が得られることが確認できるもの
- ・耐震改修工事の工事監理及び現場 検査を建築十事務所に所属する建 築士が行うこと

補助金額

耐震改修に要した費用の 23.0% (上限20万円)

【簡易耐震改修】

(耐震シェルター・防災ベッドの設置)

対象建築物

建替え補助と同じ

補助対象者

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる簡易耐震改修

- ・所定の構造強度が得られることを 公的機関等が確認したもの
- ・工事管理、現場検査は工事施工者 が行うこと

補助金額

〇耐震シェルター

設置に要した費用の2分の1 (上限20万円)

〇防災ベッド

設置に要した費用の2分の1 (上限10万円)

【木造住宅の除却】

対象建築物

補助対象者

建替え補助と同じ

耐震診断補助と同じ

補助の対象となる除却

補助対象となる既存住宅を除却する工事

補助金額

除却に要した費用(1万円/㎡を限度)の23.0%(上限30万円)

■減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器 小腸(ぼうこうまたは直腸	1級または3級
	体幹	1~3級または5級
	聴覚	2級または3級
	視覚	1~3級または4級の1 (4級のうち視力の良い方 の眼の視力が0.08~0.1)
	音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
	平衡機能	3級
	上肢 ※主に手や腕	1級または2級
	下肢 ※主に足	1~6級
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能 (上肢)	1級または2級
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能(移動)	1~6級
	ヒト免疫不全ウィルス による免疫機能、肝臓	1~3級
療育手帳		⊕ または A
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合 支援法に規定する精神通 院医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免 の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合 は、障害の区分ごとの等級(上肢〇級、下肢〇級) により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者 手帳1~2級(戦傷病者手帳で準じる場合を含む) の方、療育手帳舎またはAの方、精神障害者保健福 祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受け ている方が対象となります。

★軽自動車税環境性能割・

自

0 0 • • • 22

2 8 4

動車税環境性能割に関する

こと..

自動車税事務所熊谷

支所☎0

4

5 3 2

★自動車税種別割に関するこ

と:本庄県税事務所☎22

72 1

630

福祉課☎72-

FAX

手帳の種類及び障害の区分		障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器 小腸 ぼうこうまたは直腸	1級または3級
	体幹	1~3級または5級
	聴覚	2級または3級
	視覚	1~3級または4級の1 (4級のうち視力の良い方 の眼の視力が0.08~0.1)
	音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限る)
	平衡機能	3級
	上肢 ※主に手や腕	1級または2級
	下肢 ※主に足	1~6級
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能 (上肢)	1級または2級
	乳幼児期以前の非進行 性の脳病変による運動 機能(移動)	1~6級
	ヒト免疫不全ウィルス による免疫機能、肝臓	1~3級
療育手帳		⊕ または A
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合 支援法に規定する精神通 院医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免 の範囲に準じる

あり 減免では、 動車税種別割・環境性能割の ※軽自動車税環境性能割、 ます。 しくは、

要件(いずれかに該当の場合)

車両の所有者及び運転者が

障害者本人または障害者と

境性能割、

自動車税種別割·

環境性能割が減免になります。

人につき1台に限り、

軽自動車税種別割・環

変更がない場合

今年度の由

通院・通学や生業等のために使用す

る軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき左表に該当する身体障害者等が要件を満たした場合、

身体障害者等の

軽自動車税

•

自動車税

合わせ先または市™でご確認 その他にも要件が 各問

車両の所有者が障害者本人

ください

その世帯に運転できる

生計をともにする方

〜継続申請について〜割の減免を受けた方へ昨年度軽自動車税種別

別割の減免を受けた方につい よって手続きが変わります 申請事項の変更の有無に

場合

常時介護する方が運転する

申請場所

課税課

(市役所1

支所市民福祉課

方がなく、

同一生計でない

軽自動車税種別割の手続

申請期間 スピアこだま1階)

令和4年度に軽自動車税種

5月31日/水まで

自

※詳しくは、 変更がある場合 どの場合、 更になる、



別途期限が設定され

★軽自動車税種別割に関する

こと:課税課☎25

FAX 25

19

支所市!

₩でご確認ください 送付する納税通知書に同封 の減免決定通知書は5月に 請は不要です。 課税課または市 申請が必要です 車両が変わるな 該当の方 運転者が変 \wedge 申請期限 た場合、 ※年度途中で自動車を取得し

の場合》

1日時点で所有する自動車

5月31日休

申請場所 自動車税事務所及び各支所 県内各県税事務所

性能割の手続自動車税種別割・環境

軽自動車税環境性能割

令和5年4月1日号